

にほんごりかいりよくしんこくひょう
日本語理解力申告票

さくせいび ねん がつ 日
作成日 年 月 日

事業者の方(担当者を含む。)が作成してください。または、事業者の方の指示によらないで、外国の方が個人で受講しようとする場合には、本人が作成してください。

1 受講者氏名を右枠に記入してください。

2 受講者の日本語の理解力について、下記番号①から⑤までのうち、当てはまるもの1つに○を付けてください。

つけた○に応じて、受講条件を確認してください。受講条件が整えられない場合、お申し込みいただいた講習等は受講することができません。

しんこくらん 申告欄	ばんごう 番号	りかいりよく 理解力	じゅこうじょうけん 受講条件
	①	<ul style="list-style-type: none"> 講習で使われるテキストの内容は、日本語のまま、読んで、聞いてわかる。 専門用語も(その意味も)わかる。 (N 1 相当)	なし
	②	<ul style="list-style-type: none"> 専門用語にフリガナがあれば(その意味も)日本語でわかるし、その上で、講習で使われるテキストの内容は、日本語のまま、読んで、聞いてわかる。 (N 2 相当)	補助教材(*)で専門用語の下調べを行った上で受講 または 通訳者(*)の配置
	③	<ul style="list-style-type: none"> 日本語のテキストの内容を読んで十分理解することはできないが、専門用語を解説する日本語か母国語の補助教材があれば、日本語の講義を聞いてわかる。 (N 3 相当)	補助教材(*)で専門用語を含む全般の下調べを行った上で受講 または 通訳者(*)の配置
	④	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な日本語はある程度理解できるが、日本語のテキストは読まず、理解することができない。 専門用語については、母国語等で説明を受ければ、日本語の講義を聞いてある程度はわかる(十分にはわからない。) (N 4、5 相当)	通訳者(*)の配置
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 母国語の通訳者がいないと、日本語の講義はわからない。 	通訳者(*)の配置

(N 1～5は日本語能力試験認定レベル)

3 受講者の日本語能力の参考となる資格があれば書いてください(日本語能力試験N4認定など)。

4 作成者職氏名(事業者の方が作成される場合) ※受講者本人が作成の場合は記入不要です。

*補助教材 厚生労働省のURLからダウンロードすることができます。
技能講習補助教材

で検索するか

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

で検索してください。

*通訳者 (学科・実技とも) 受講中は全時間同席が必要です。

【注意事項】

- 申告内容に虚偽ないしは実際との不一致が確認されたときは、講習は継続できません。
- 例：通訳者の配置が必要であるにもかかわらず、不要な場合として申告した等
- 事前にテキストの送付を希望する場合には、別途送料が必要となります。

<参考>

日本語能力試験認定レベル (要約)

レベル	能力認定の目安
N 1	幅広い場面で使われている日本語を理解することができる。
N 2	日常的な場面で使われる日本語を理解でき、幅広い場面で使われている日本語をある程度理解することができる。
N 3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
N 4	基本的な日本語を理解することができる。
N 5	基本的な日本語をある程度理解することができる。